

# 関島社会保険労務士事務所便り

2017年  
12月号

関島社会保険労務士事務所  
(墨田葛飾地区中小企業者組合)  
社会保険労務士・行政書士  
関島 康郎  
〒125 - 0041  
東京都葛飾区東金町2 - 7 - 12  
電話：03 - 3609 - 7668  
HP: <http://www.srseki.info>



## 来年1月から求人募集・申し込み制度が変わります

### ◆3月に改正法が成立

平成29年3月31日に職業安定法の一部の改正を含む「雇用保険法等の一部を改正する法律」が成立しました。職業安定法の改正については、平成29年4月1日、平成30年1月1日、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日の3段階で施行されます。

今回は、来年1月1日から施行される、労働者の募集や求人申込みの制度の主な変更点についてご紹介いたします。

### ◆労働条件の明示について

ハローワーク等へ求人申込みをする際や、ホームページ等で労働者の募集を行う場合は、労働契約締結までの間、業務内容や契約期間、就業時間、賃金といった労働条件を明示することが必要ですが、今回の改正で、当初の労働条件に変更があった場合、その確定後、「可能な限り速やかに」、変更内容について明示しなければならなくなりました。

面接等の過程で労働条件に変更があった場合は、速やかに求職者に知らせるよう配慮が必要になります。

### ◆最低限明示しなければならない労働条件等

労働者の募集や求人申込みの際には、書面の交付によって明示しなければならない労働条件が定められていますが、今回の改正で、「試用期間」、「裁量労働制（採用している場合）」、「固定残業代（採用している場合）」、

「募集者の氏名または名称」、「雇用形態（派遣労働者として雇用する場合）」の明示が追加事項とされました。

### ◆変更明示の方法

以下のような場合には、変更の明示が必要となりました。

(1) 「当初の明示」と異なる内容の労働条件を提示する場合

例) 当初：基本給 30 万円/月 ⇒ 基本給 28 万円/月

(2) 「当初の明示」の範囲内で特定された労働条件を提示する場合

例) 当初：基本給 25 万円～30 万円/月 ⇒ 基本給 28 万円/月

(3) 「当初の明示」で明示していた労働条件を削除する場合

例) 当初：基本給 25 万円/月、営業手当 3 万円/月 ⇒ 基本給 25 万円/月

(4) 「当初の明示」で明示していなかった労働条件を新たに提示する場合

例) 当初：基本給 25 万円/月 ⇒ 基本給 25 万円/月、営業手当 3 万円/月

なお、変更内容の明示については、「変更前と変更後の内容が対照できる書面を交付する」、「労働条件通知書において、変更された事項に下線を引いたり着色したり脚注を付けたりする」など、求職者が変更内容を適切に理解できるような方法で行う必要があります。

# 遺族年金18億円を過払い 5年より前の分は時効で徴収不能

## ◆会計検査院の調査で明らかに

国民年金や厚生年金の加入者が亡くなった時に遺族が受け取る「遺族年金」について、会計検査院が調べたところ、受給資格を失っていた約1,000人に対し、日本年金機構が約18億円を過払いしていたことがわかりました。

会計検査院は、日本年金機構に返還手続をとらせるよう厚生労働省に求める方針ですが、約8億円分は返還を請求できる権利の時効（5年）が成立しており、返還は見込めないようです。

## ◆受給資格は？

遺族年金には、国民年金に加入していた人が亡くなった場合などに受け取れる「遺族基礎年金」と、厚生年金保険に加入していた人が亡くなった場合などに受け取れる「遺族厚生年金」があります。支給対象者は前者が「子どもがいる配偶者」か「子ども」、後者は「妻」「子どもと孫」「55歳以上の夫・父母・祖父母」です。

夫を亡くした妻が再婚するなどして遺族年金の受給資格を失った場合には、年金事務所に届け出る必要があります。

## ◆一部の資格喪失者に喪失後も支払い

今回、2014～2016年度に資格を失ったと届け出た約2,700人について会計検査

院が調べたところ、届出が期限を過ぎていた約950人に約17億円が過大に支払われていました。

このほか、受給者7,000人のサンプル調査の結果、受給資格を失っていたことを届け出していない人が二十数人いて、約1億6,000万円が過大に支払われていました。中には、資格を失った人に50年以上も支給していたケースもあったそうです。

## ◆時効未成立分は受給者に返還請求

年金事務所は、失権届の記載内容を住民基本台帳ネットワーク（住基ネット）や戸籍と照合しておらず、受給資格の喪失時期の確認を怠っていました。会計検査院は、日本年金機構に時効が成立していない分の返還手続を取らせるとともに、受給資格の確認を徹底するよう、厚生労働省に求める方針です。

同省は「今後は適切に処理するよう年金機構に指示している」としていますが、すでに支払ってしまった分の回収は困難なものになりそうです。



# より長く働くことができる中小企業が増加

## ◆高年齢者の雇用状況は？

厚生労働省から、平成 29 年「高年齢者の雇用状況」（6 月 1 日現在）が公表されました。

これは企業に求められている毎年 6 月 1 日現在の高年齢者の雇用状況の報告を基に、「高年齢者雇用確保措置」の実施状況などを集計したものです。なお、雇用確保措置を実施していない企業に対しては、都道府県労働局・ハローワークは重点的な個別指導を実施するとのことでした。

今回の集計では、従業員 31 人以上の企業 15 万 6,113 社の状況がまとめられています。この結果から中小企業（従業員 31 人～300 人規模）の状況を見てみましょう。

## ◆「定年制の廃止」と「65 歳以上定年」

定年制の廃止企業は 4,064 社（前年比変動なし）、割合は 2.6%（同 0.1 ポイント減）となり、定年を 65 歳以上としている企業は 2 万 6,592 社（同 2,115 社増）、割合は 17.0%（同 1.0 ポイント増）となりました。

このうち、定年制を廃止した中小企業は 3,983 社（同 1 社増加）、2.8%（同 0.1 ポイント減）でした。また、65 歳以上定年としている中小企業は 2 万 5,155 社（同 1,968 社増）、18.0%（同 1.1 ポイント増）でした。

## ◆「希望者全員

66 歳以上の継続雇用制度導入」

希望者全員が 66 歳以上まで働ける継続雇用制度を導入している企業は、8,895 社（同 1,451 社増）、割合は 5.7%（同 0.8 ポイント増）となり、このうち中小企業は 8,540 社（同 1,393 社増）、6.1%（同 0.9 ポイント増）という状況です。

## ◆「70 歳以上まで働くことができる」

中小企業は 23.4%

70 歳以上まで働ける企業は、3 万 5,276 社（同 2,798 社増）、割合は 22.6%（同 1.4 ポイント増）となり、このうち中小企業は 3 万 2,779 社（同 2,504 社増）、23.4%（同 1.3 ポイント増）という状況です。

## ◆労働人口減への対策

以上のように、2025 年までに 700 万人が減ると言われている日本の人口問題を抱え、人手の確保のため、定年制の廃止やさらなる定年延長を行う中小企業は着実に増加しているようです。継続雇用制度に伴う規程類は定期的に見直しておきましょう。

また、再雇用に伴う賃金や職種変更を行う場合は、より慎重な検討が必要です。



**●「長時間過重労働」に関する相談、最多**

厚生労働省は24日、10月28日に実施した「過重労働解消相談ダイヤル」の相談結果を公表した。相談件数は合計367件。主な相談内容は、「長時間労働・過重労働」が136件（37.0%）で最多、次いで「賃金不払残業」110件（29.9%）、「パワハラ」28件（7.6%）。主な事業場の業種は、「保健衛生業」47件（12.8%）、「商業」45件（12.2%）など。（11月24日）

**●正社員の人手不足、49.1%で過去最高**

帝国データバンクは22日、「人手不足に対する企業の動向調査」結果を発表した。正社員が不足している企業は49.1%で1年前（2016年10月）から7.3ポイント増加。正社員の人手不足は2006年5月の調査開始以降で過去最高を更新。（11月22日）

**●「モデル就業規則」副業を原則可能に見直し**

厚生労働省は、同省が公表している「モデル就業規則」において兼業や副業を禁止している規定を削除し、容認する内容とする改正案を、有識者検討会に対して示した。現在は原則禁止としているのを、事前の届出を前提に副業ができると明記する。また、副業・兼業に関するガイドラインの骨子案も示した。モデル就業規則は2017年度内に改正される見込み。（11月20日）

**●「ワンデーインターンシップ」の呼称廃止を**

日本私立大学連盟は、企業が実施する1日限りのインターンシップについて「ワンデーインターンシップ」の呼称をやめるよう、経済団体や就職情報関連企業に提言を行った。就業体験とは名ばかりで、企業側が学生困い込みの手段として利用し、実質的な採用選考過程としている事例があると指摘している。（11月20日）

**●「セクハラ」親会社の責任を最高裁が判断へ**

グループ会社内で起きた従業員間のセクハラ行為に対して親会社が責任を負うべきかどうか争われていた訴訟で、最高裁第一小法廷は、被害女性と親会社の双方から意見を聞く弁論を12月18日に開くことを決定した。親会社の責任を認めた二審判決（2016年7月の名古屋高裁判決）が見直される可能性がある。（11月10日）

**●マイナンバーと年金情報連携 3月から導入**

政府は、日本年金機構と自治体がマイナンバーを使った個人情報の共有を可能とする政令を閣議決定した。年金事務所での手続きで課税証明書などが不要になったり、自治体で各種手当の申請を行う際にも年金書類が不要になったりする。来年1月から稼働テストを開始し、3月から順次導入する考え。（11月10日）

**●4割の企業が面接解禁前に内々定**

2017年度の就職活動について、全国の大学でつくる就職問題懇談会と内閣府が企業や学生を対象に行った調査結果を発表し、経団連が定めている採用面接解禁日（6月1日）より前に内々定を出したと回答した企業が39.6%（前年度比4.8ポイント増）だったことがわかった。選考開始時期については「6月」と回答した企業が最多（33.8%）だったが、「5月以前」とする回答が計59.3%だった。（11月7日）

**●適職探しのサイトを2019年度にも運用開始**

厚生労働省は、働き方改革の一環として、就職を控えた学生や求職者が自らに適した職業を見つけやすくするため、インターネット上で職業情報を網羅的に提供するサイトを開設する方針を示した。2019年度末の運用開始を目指すとしている。（11月6日）